

データヘルス計画の進捗について

市町別対象者数一覧

※下表は昨年度各市町へ配付したリストの件数です。

※今年度も年度末までに最新の対象者名簿を市町へ配付する予定です。

※4割実施数は、「(重複+頻回)×0.4」で算出しました。

(計算値が1以上のときは小数点以下を切り捨て、1未満のときは切り上げました)

市町名	重複受診	頻回受診	4割実施数
津市	3	167	68
四日市市	1	184	74
伊勢市	4	101	42
松阪市	0	99	39
桑名市	1	67	27
鈴鹿市	0	140	56
名張市	0	32	12
尾鷲市	0	8	3
亀山市	0	48	19
鳥羽市	0	7	2
熊野市	0	2	1
いなべ市	0	18	7
志摩市	3	30	13
伊賀市	0	46	18
木曾岬町	0	2	1
東員町	0	12	4
菰野町	0	13	5
朝日町	0	3	1
川越町	0	10	4
多気町	1	3	1
明和町	0	8	3
大台町	0	9	3
玉城町	1	2	1
度会町	0	8	3
大紀町	0	5	2
南伊勢町	0	4	1
紀北町	0	11	4
御浜町	0	4	1
紀宝町	0	6	2
計	14	1049	417

データヘルス計画実施事業

※実施率：実施者数÷対象者数×100%

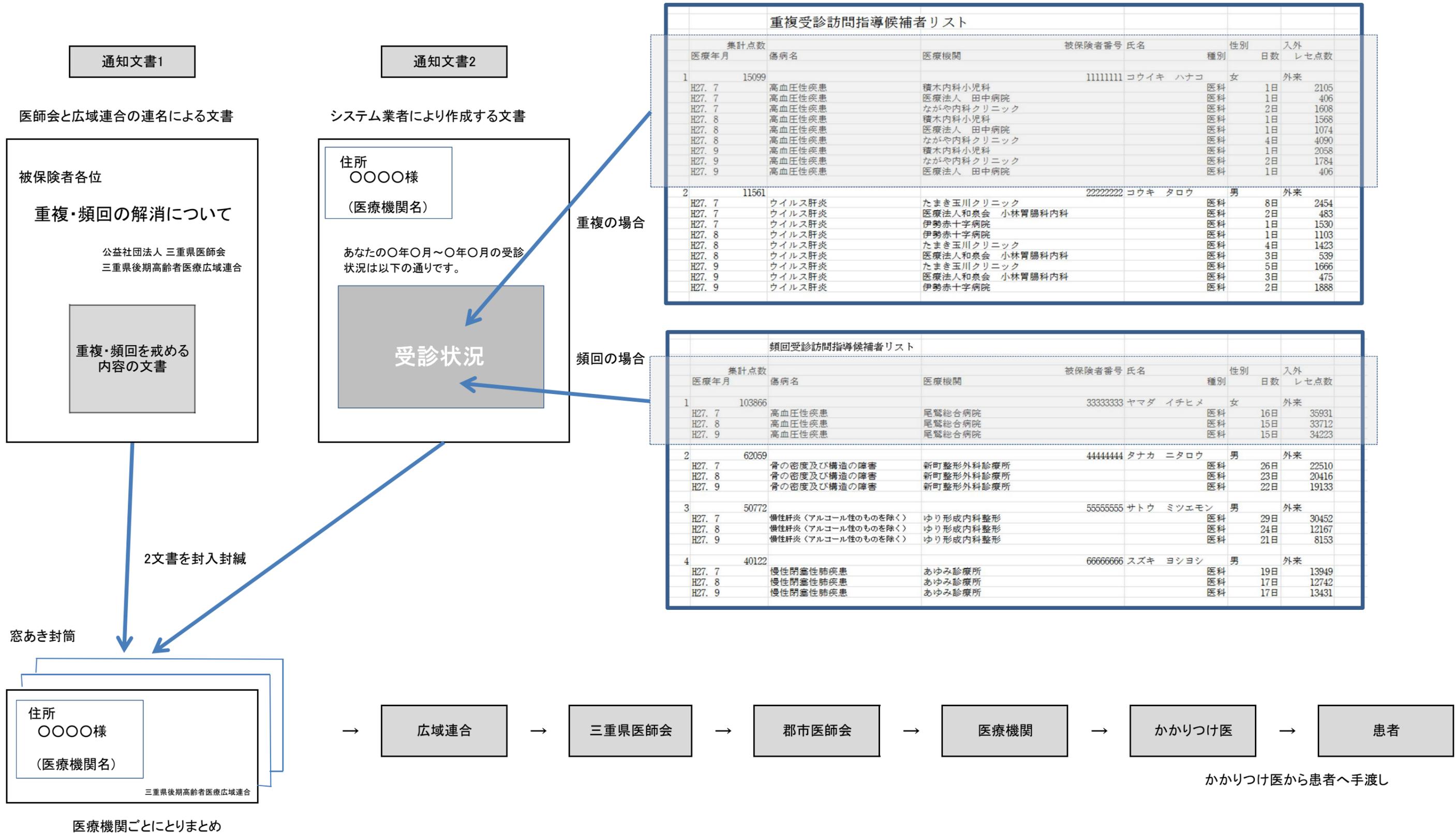
平成28年9月の医師会との協議資料及び協議結果等

	対象者及び抽出方法等	実施率	スケジュール	実施方法	協議結果/現状/課題など
(1)健康診査受診勧奨	《対象者及び抽出方法等》 最大12,580人 ●広域連合の職員がKDB(国保データベース=国保連合会が保険者の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートするために構築し提供するシステム)より対象者を抽出する。 ●平成28年度に健康診査の受診券を送付した方の中から、平成27年度に健診を未受診で、かつ平成27年度以降に生活習慣病で医療機関を未受診の方を抽出して対象者とする。 ●圧着式ハガキはシステム業者へ委託して印刷する。	100%	●9月に圧着式ハガキにより文書勧奨し、10～11月で受診いただく。 ●10月に電話による勧奨を追加する。	●全対象者へ 見本1 の案内を送付する。 ●健康診査で受診率30%未満の大台町、南伊勢町、紀宝町、大紀町、御浜町、名張市、松阪市、尾鷲市の合計1,600人に電話勧奨を追加する。 ●歯科健診で受診率10%未満の多気町、御浜町、紀宝町、大紀町、木曾岬町、鳥羽市の合計1,200人に電話勧奨を追加する。	◎特に課題等なし。 《平成28年9月30日に勧奨ハガキ発送済》 送付件数:9,736通 《平成28年10月3日から電話勧奨実施》 電話勧奨対象者数 ・医科健診 1,600人以内 ・歯科健診 1,200人以内
(2)糖尿病性腎症重症化予防	●訪問指導が前提となる事業であるため、(3)重複・頻回が市町の保健師で実施可能な体制が整うか又は外部委託による訪問指導が可能となることなどにより、訪問指導の実績(ノウハウ等)が十分蓄積されるまでの間はこの事業の実施は難しいと考える。 ●平成28年度はこの事業の実施を保留(中止)としたい。				◎平成28年度は実施しない。
(3)受診行動適正化指導(重複・頻回)	《重複受診者》 3ヵ月で約10人 ●1ヵ月間に同じ傷病名で3箇所以上の医療機関を受診しそれが3ヵ月間連続する方。 《頻回受診者》 3ヶ月で約1,000人 ●1ヵ月間に同一傷病名で同一医療機関を15回以上受診しそれが3ヵ月間連続する方。 《重複服薬者》 対象者数不明。 ●1ヵ月間に同じ薬剤が複数の医療機関で処方されており、かつその処方日数が合計60日を超える方。 《抽出方法等》 ●システム業者への委託により、レセプトからプログラムによって該当者を抽出する。 ●がん、透析、精神疾患、認知症、難病、在宅診療の患者は除く。	40%以上目標	●市町の保健師で実施できないか再度協議し、できるだけ早期の実施を目指したい。	●訪問指導の実現は難しそうだが、数名でもいいので、市町で実施できる場所がないかどうか個別に調整を行うなど、もう少し努力して行きたい。 ●訪問指導ではない方法により「重複・頻回が良くない」ことを伝えることが出来るような実施方法を併せて検討して行きたい。→《例》別紙1	《三重県医師会》 ◎各市町1～2名程度なら訪問指導を頑張って欲しい ◎全体で50名程度では実施してもスケールメリットがない ◎重複・頻回を前面に出して実施するべきである ◎診療情報を業者へ渡すと情報漏えいに繋がりが好ましくない 《広域連合》 ◎医師会の理解・協力を得て進めて行きたい ◎再度、直営実施について市町と協議したい ◎訪問指導をせずに実施できる方法も併せて検討したい →資料提示したのみで、協議は今後行う予定
(4)健診異常値放置者受診勧奨	《対象者及び抽出方法等》 最大675人 ●広域連合の職員がKDB(国保データベース)より対象者を抽出する。 ●平成27年度の健康診査で生活習慣病に関する異常値があったにもかかわらず、平成27年度以降、生活習慣病で医療機関を受診していない方を抽出して対象者とする。 ●圧着式ハガキはシステム業者へ委託して印刷する。	100%	●12月頃を目処に圧着式ハガキにより文書勧奨する。	●全対象者へ 見本2 の案内(原案)を送付する。	◎特に課題等なし。 《平成28年12月以降勧奨ハガキ発送予定》 送付件数:最大675通
(5)生活習慣病治療中断者受診勧奨	《対象者及び抽出方法等》 最大1,856人 ●広域連合の職員がKDB(国保データベース)より対象者を抽出する。 ●平成24年度から平成26年度までの3年間生活習慣病で医療機関を受診していたにもかかわらず、平成27年度以降生活習慣病で医療機関を受診していない方を抽出して対象者とする。 ●圧着式ハガキはシステム業者へ委託して印刷する。	100%	●12月頃を目処に圧着式ハガキにより文書勧奨する。	●全対象者へ 見本3 の案内(原案)を送付する。	◎特に課題等なし。 《平成28年12月以降勧奨ハガキ発送予定》 送付件数:最大1,856通
(6)ジェネリック医薬品差額通知	《対象者》 (H27.8)18,660件 → (H28.2)17,018件 → (H28.8)15,308件 ●ジェネリックに変更することにより1ヵ月当たり200円以上の薬剤費が安くなる方。 《抽出方法等》 ●強心剤、不整脈用剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、副腎ホルモン剤、鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤、糖尿病用剤を最も薬価の高いジェネリックに変更した場合の差額データを国保連合会が作成し、それをシステム業者へ渡して1ヵ月当たり200円以上の差額が出る方を抽出する。 ●圧着式ハガキはシステム業者へ委託して印刷する。	100%	●8月と2月に圧着式ハガキにより通知する。	●全対象者へ 見本4 の案内(原案)を送付する。	◎特に課題等なし。 《平成28年8月16日差額通知発送済み》 送付件数:15,308通 《平成29年2月差額通知発送予定》 送付件数:14,000通程度か
(7)薬剤併用禁忌防止	《対象者》 対象者数は不明。 ●複数の医療機関で禁忌薬品を処方されている方。 《抽出方法》 ●検討中。	100%	●できるだけ早期の実施を目指したい。	●実施方法検討中。	◎厚労省の技術支援を受けて国保連合中央会のデータベースから対象者抽出が出来ないか研究中 ◎対象者が特定できた後に医師会と情報提供方法について協議する予定

《業者へのデータ処理委託は何処まで可能か》

- ①後期高齢者システム(全国標準システム)の運用・保守を委託している業者に対象者抽出や帳票印刷、データ分析などを依頼することは問題か？
- ②データヘルス計画の作成のため、上記とは別のシステム会社へレセプトを渡してデータ分析を依頼することは問題か？
- ③訪問指導業者に重複・頻回のデータ(診療情報)を渡して訪問指導を依頼することは問題か？診療情報を業者へ渡すことを、事前に対象者から了解を取った場合でも問題か？

重複・頻回を「訪問指導」から以下のような「文書による案内」に変更し、かかりつけ医から直接手渡ししていただくことはできないでしょうか。



受診方法

①既にお送りしています「平成28年度後期高齢者健康診査受診券」に同封した書類に掲載されている実施機関へ診療時間等をお問い合わせください。

- ②受診する際に持参していただくもの
 - ・後期高齢者健康診査受診券(送付済)
(受診券がないと受診できません)
 - ・質問票(送付済)
あらかじめ記入しておいてください
 - ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・自己負担金
住民税課税世帯500円
住民税非課税世帯200円

③まだ受診されていない方で、受診券等の書類を紛失された場合は、このはがきの表面に記載されているお問い合わせ先にて再発行いたしますので、ご連絡ください。



健康には
自信があるんだけど・・・？

高血圧や糖尿病など、生活習慣病の多くは自覚症状がないまま進行します。

また特に肥満体型でもなくとも、生活習慣病を発症することがあります。健診を受けることで、客観的に自分の健康状態を把握することができます。

今まで受けているし、
今年は受けなくても・・・

生活習慣病の中には進行速度の速い疾患もあります。また、検査結果の数値の毎年の変化を比較することによって、よりきめ細かく身体の状態を知ることができます。

健診は継続的に受けることが大切です。

あなたの健康を守るため、年一度、
健康診査は必ず受診しましょう。

(谷折り)

郵便はがき



料金後納
郵便

親展

〒514-0003
三重県津市桜橋二丁目96番地

広域 太郎 様

(山折り)

後期高齢者健康診査に
関するお問い合わせは

- ・〇〇市△△課
〒000-0000三重県〇〇市□□一丁目〇〇番◎◎号
電話番号 000-000-0000
- ・三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003三重県津市桜橋二丁目96番地
電話番号 059-221-6884

ここからはがしてご覧ください

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

平成28年度の

「後期高齢者健康診査」はお済みですか？

生活習慣病の予防を目的として、健康診査を実施しています。

ご自身の健康状態を知り生活習慣を見直すためにも、まだ受診されていない方は、今すぐに受診しましょう。

※このお知らせは、平成27年度後期高齢者健康診査の未受診者のうち生活習慣病で医療機関にかかっていない方を対象にお送りしています。

※本状と行き違いで、今年度の健康診査を既に受診またはご予約いただいている場合は、なにとぞご容赦ください。

※受診券等の書類を紛失された場合は、このはがきの表面に記載されているお問い合わせ先にて再発行いたしますので、ご連絡ください。

(谷折り)

「後期高齢者健康診査」は

平成28年11月30日まで

◎受診期間終了間際は、混み合う場合がありますので、お早めに受診してください。

生活習慣病の兆候は
身近な人でも気が付かないことが
あります。
迷わずに健診を受診しましょう！

(山折り)



あなたの健康を守るため、年一度
健康診査は必ず受診しましょう。

ここからはがしてご覧ください

もう医療機関を受診されましたか？

あなたが平成27年度に受診された後期高齢者健康診査の結果は以下のとおりです。基準値を外れているものが見受けられますが、精密検査などで医療機関を受診されましたでしょうか。

○平成27年度の受診結果

健診項目	検査値	範囲外
空腹時血糖	① 血糖値	
	② HbA1c	
血圧	③ 収縮期	
	④ 拡張期	
脂質	⑤ HDL	
	⑥ LDL	
	⑦ 中性脂肪	
肝機能	⑧ GOT	
	⑨ GPT	
	⑩ γ-GTP	
貧血	⑪ 血色素	
腎機能	⑫ 尿蛋白	
	⑬ eGFR	
尿	⑭ 尿酸値	

基準数値	検査項目の説明
125以下	値が高いと糖尿病の疑いがあります。
6.4以下	
139以下	循環器(心臓、血管)の異常のほか、腎臓・内分泌・代謝系の異常を知る手がかりになります。
89以下	
34以下	値が高いと動脈硬化や脳梗塞、心臓疾患の原因となることがあります。
139以下	
299以下	
50以下	肝臓に障害が起ると値が高くなります。
50以下	
100以下	
男性:12.1以上 女性:11.1以上	値が低いと貧血の疑いがあります。
1以下	腎炎などで値が高くなる場合があります。
50以上	値が低いと腎臓の機能低下が疑われます。
7.9以下	値が高いと痛風・尿路結石の原因になります。

注1)「基準数値」の値は、一般的な基準よりも少し緩く設定してあります。
注2)検査値が基準数値を外れている場合、「範囲外」欄に「*」が表示されます。



まだ受診されていない場合は、このはがきをお持ちになって、1度医療機関を受診されることをお勧めいたします。もしすでに受診されていたら、ご容赦ください。

郵便はがき



親展

〒514-0003
三重県津市桜橋二丁目96番地

広域 太郎 様

(山折り)

お問い合わせ先

・〇〇市△△課
〒000-0000三重県〇〇市〇〇一丁目〇〇番〇〇号
電話番号 000-000-0000
・三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003三重県津市桜橋二丁目96番地
電話番号 059-221-6884

ここからはがしてご覧ください

病気にならないために！！

- ☆正しい生活習慣を心がけましょう☆
糖尿病や心血管病にならないために正しい生活習慣を身につけましょう。
- ①適度な運動
1日30分程度、歩行や体操など体を動かしましょう。
 - ②食べすぎない
必要以上に食べすぎると内臓に負担がかかります。バランスのとれた栄養を1日の必要量とりましょう。
 - ③お酒は控えめに
過度な飲酒は高血圧や肥満になります。飲む量の上限を決めておきましょう。
 - ④禁煙する
喫煙は心筋梗塞や狭心症などの虚血性心疾患にかかる危険性が高まります。
 - ⑤ストレスをためない
楽しめる趣味を見つけ、無理をしないことが大切です。

(谷折り)

あなたの健康を守るため、年1度、健康診査は必ず受診しましょう。

生活習慣病の早期発見や、自覚症状のない病気を発見し、早期治療やご自身の健康状態を知り生活習慣を見直すためにも年に1度の健診を受診しましょう。

健診の対象者の方には受診券を送付していますので、お手元に受診券がとどいたら内容を確認し、健診の申し込みをお願いします。



(山折り)

基準値を外れたら

健診の結果が届いたらご自身の健康状態を確認しましょう。結果に基準値を外れたものがあつたり、気になることがあれば医療機関を受診し、病気の早期発見や早期治療を心がけましょう。

ここからはがしてご覧ください



あなたの健康に関する 大切なお知らせです

あなたは医療機関での生活習慣病の治療を中断されていないでしょうか？

生活習慣病は継続して治療を受けることが大切です。もし、中断されているのであれば、なるべく早く治療を再開することをお勧めします。

なお、医師の指示に基づき定期的に治療を受けられている方や、すでに病気が完治し、医師より「受診の必要なし」との御判断をいただいた方にこの「お知らせ」が届いた場合はご容赦ください。

*この通知は診療報酬明細書(レセプト)を元に、生活習慣病の受診を中断されていると思われる方に送付しています。



生活習慣病を予防せず 放っておくと...

生活習慣病は自覚症状が出にくいものもあり、気づいたときには命に関わる状態になっていることもあります。

主な生活習慣病

- 糖尿病
- 狭心症
- 脳卒中
- 心臓病
- 脂質異常症
- 高血圧



最悪の場合

- ※半身の麻痺
 - ※認知症
 - ※失明
 - ※四肢切断
- などの危険性が高まり、深刻な事態を招く恐れがあります。

(谷折り)

(山折り)

郵便はがき

料金後納
郵便

親展

〒514-0003
三重県津市桜橋二丁目96番地

広域 太郎 様

お問い合わせ先

・〇〇市△△課
〒000-0000三重県〇〇市□□一丁目〇〇番◎◎号
電話番号 000-000-0000
・三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003三重県津市桜橋二丁目96番地
電話番号 059-221-6884

ここからはがしてご覧ください

病気にならないために！！

☆正しい生活習慣を心がけましょう☆
糖尿病や心血管病にならないために正しい生活習慣を身につけましょう。

- ①適度な運動
1日30分程度、歩行や体操など体を動かしましょう。
- ②食べすぎない
必要以上に食べすぎると内蔵に負担がかかります。バランスのとれた栄養を1日の必要量とりましょう。
- ③お酒は控えめに
過度な飲酒は高血圧や肥満になります。飲む量の上限を決めておきましょう。
- ④禁煙する
喫煙は心筋梗塞や狭心症などの虚血性心疾患にかかる危険性が高まります。
- ⑤ストレスをためない
楽しめる趣味を見つけ、無理をしないことが大切です。

あなたの健康を守るため、年一度、 健康診査は必ず受診しましょう。

三重県後期高齢者医療広域連合では「後期高齢者健康診査」を実施しています。生活習慣病の早期発見や、自覚症状のない病気を発見し、早期治療をすることが目的です。ご自身の健康状態を知り生活習慣を見直すためにも受診しましょう。対象者の方には受診券を送付していますので、お手元に受診券が届いたら内容を確認し、健診の申し込みをお願いします。

基準値を外れたら

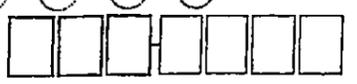
健診の結果が届いたらご自身の健康状態を確認しましょう。結果に基準値を外れたものがあったり、気になることがあれば医療機関を受診し、病気の早期発見や早期治療を心がけましょう。

(谷折り)

(山折り)

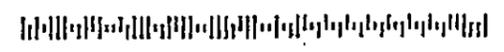
ここからはがしてご覧ください

料金後納
郵便



999-9999
三重県電算市
電算町電算999番地99

電算 花子 様

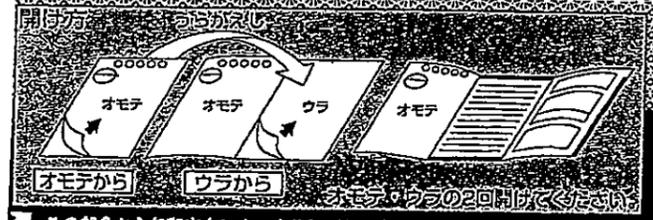
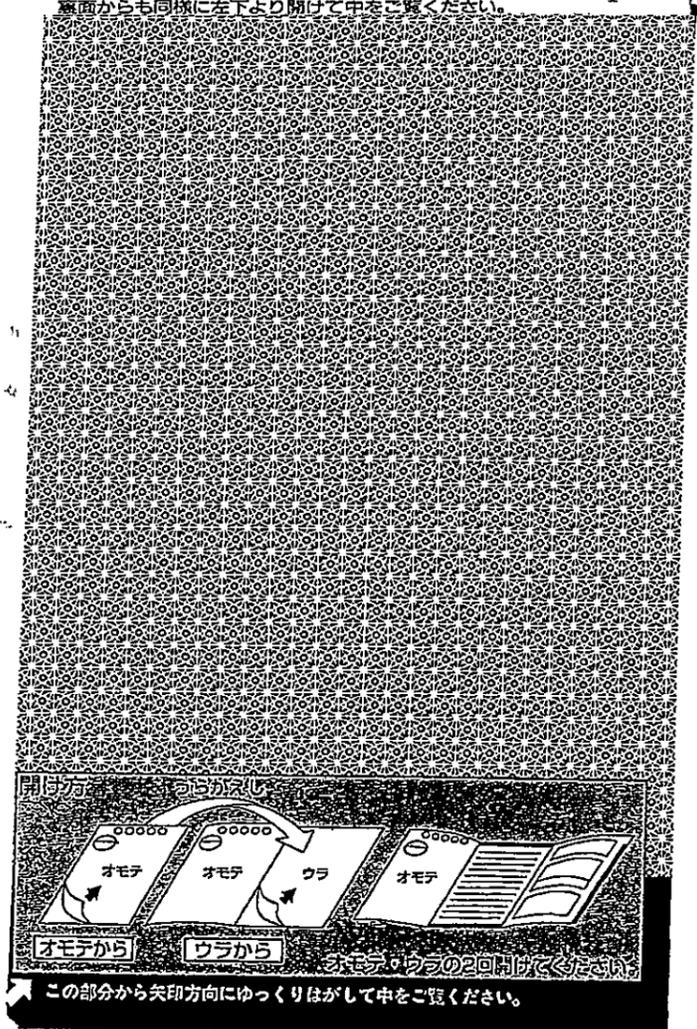


親展 ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

〒514-0003 平成 28 年 8 月 16 日
三重県津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館内
三重県後期高齢者医療広域連合
電話番号 059-221-6884

◆問い合わせ先
コールセンター
電話番号 0120-53-0006
(午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始は除く)
国保連発行番号 39242078-4280725-0000828
発行番号 42805-0015308

ご案内は内側にあります。
矢印方向にしっかりと開けて中をご覧ください。
裏面からも同様に左下より開けて中をご覧ください。



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

あなたが、平成 28 年 5 月に処方された下記の薬剤について、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合には、自己負担額が、**239 円以上** 安くなる可能性があります。

被保険者氏名		電算 花子 様	
処方実績			ジェネリック医薬品に切り替えた場合に安くなる自己負担額
医薬品名	自己負担相当額		
リバロ錠 1mg	525	239 ~	
合計	525	239 ~	

※負担額は薬にかかった金額のみで、円単位で表示していますが、実際は10円単位です。
※国や市町から医療助成を受けている場合など、実際の負担額とは異なる場合があります。
※ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、詳しくは担当の医師や薬剤師へご相談ください。
※10種類をこえる医薬品については上記処方実績の欄への記載を省略していますが、合計金額はすべての医薬品の金額を含めて表示しています。
※ジェネリック医薬品を希望することにより院内処方から院外処方となり、自己負担額が増えてしまう場合もあります。

郵便はがき



ジェネリック医薬品とは
ジェネリック医薬品とは、低価格なのに、安全性や効き目は先発医薬品と同等と国において認められている後発医薬品のことです。

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせとは
服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額を計算し、皆さんの負担が少しでも軽減できることをお知らせするものです。

ジェネリック医薬品へ切り替え時の注意点
※主治医や薬剤師に十分相談してください。
※医師の特別な指示(処方せんに「処方医薬品以外に変更できない」旨の医師の署名)がなければ、ジェネリック医薬品を選ぶことができます。
※ジェネリック医薬品を希望する場合は、薬剤師から十分説明を聞いて選択しましょう。ただし、すべての医薬品に対してジェネリック医薬品があるわけではありません。
※ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と有効成分は同一ですが、剤型の違いや添加物等の組み合わせが異なる場合があり、効果・副作用の現れ方に差異が生じることもあります。